

# 山形市建設工事週休２日確保工事実施要領

## （趣旨）

第１条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取組として、山形市まちづくり政策部建設契約課が発注する建設工事（営繕工事は除く。）の工事現場において、週休２日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第２条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### （１）週休２日確保工事

本要領に基づき週休２日の確保に取り組む工事をいう。

### （２）発注者指定型

現場閉所により週休２日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。

### （３）受注者希望型

現場閉所により週休２日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。

### （４）週休２日

ア 月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

### （５）完全週休２日

現場閉所による週休２日において、毎週土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、この場合の工事に要する経費の補正率は月単位の週休２日と同じとする。

### （６）対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

### （７）４週８休以上

ア 月単位の４週８休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率の割合が、２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

イ 通期の４週８休以上とは、対象期間内の現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日）以上の状態をいう。

(8) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(9) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(対象工事及び発注形式)

第3条 山形市まちづくり政策部建設契約課が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とする。ただし、緊急を要する工事は除くものとする。

2 発注者は発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望型で発注することができる。

(発注者指定型による週休2日確保工事の取扱い等)

第4条 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。ただし、これにより難しい場合は、当初（発注）時において経費の補正を行わずに工事費を積算するものとし、変更（精算時）に第4条の2第10項の規程に基づき経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

2 発注者は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に当該工事が発注者指定型による月単位の週休2日確保工事である旨及びその発注形式を記載する。

3 受注者は、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、月単位の週休2日又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

4 受注者は、工事名標示板に月単位の週休2日又は完全週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

5 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。

6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。

7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

- 9 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
- (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
  - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 10 発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たない場合は、通期の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
- 11 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

（受注者希望型による週休2日確保工事の取扱い等）

- 第4条の2 発注者は、入札公告又は指名通知及び特記仕様書に当該工事が受注者希望型による月単位の週休2日確保工事である旨を記載するものとする。
- 2 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に、週休2日確保工事（月単位または通期）について協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。
- 3 受注者は、週休2日確保工事（月単位または通期）を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日（月単位または通期）を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日に取り組む場合において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。
- 4 受注者は、工事名標示板に月単位の週休2日、通期の週休2日又は完全週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
- 5 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
- 6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
- 7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
- 8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。
- 9 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
- (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 10 発注者は、変更（精算時）の積算において、月単位の４週８休以上の現場閉所を達成した場合、月単位の４週８休以上を達成した場合の経費の補正を行い、通期の４週８休以上を達成した場合は、通期の週休２日の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。
- 11 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

（その他）

第５条 工事費の積算については、別紙１に基づいて行うものとする。

２ 工事成績評定については、別紙２に基づくものとする。

３ 週休２日確保工事における工期の考え方は、別紙３に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第６条 受注者は、週休２日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケートを行う場合は協力するものとする。

附 則

（施行期日等）

１ この要領は、令和６年４月１日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

（山形市建設工事週休２日確保モデル工事試行要領の廃止）

２ 山形市建設工事週休２日確保モデル工事試行要領（平成３１年４月１日施行）は、廃止する。

（経過措置）

３ この要領の施行の際現に前項の規定による廃止前の山形市建設工事週休２日確保モデル工事試行要領の規定により実施している週休２日確保モデル工事の実施上の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事について適用する。

## 山形市建設工事週休2日確保工事における工事費の積算について

〔発注者指定型・受注者希望型〕

## 1 積算方法等

対象期間内の現場の閉所状況に応じて、各経費を補正するものとする。

## (1) 現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

## ① 月単位の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合。暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%以上）を達成しているものとみなす。

## ② 通期の週休2日（4週8休以上）

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}} (\%)$$

## (2) 補正方法

積算方法毎に対象期間内の現場の閉所状況に応じて次のとおり補正を行う。

## ① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

| 経費名      | 補正係数    |          |
|----------|---------|----------|
|          | 通期の週休2日 | 月単位の週休2日 |
| 労務費      | 1.02    | 1.04     |
| 機械経費（賃料） | 1.02    | 1.02     |
| 共通仮設費率   | 1.02    | 1.03     |
| 現場管理費率   | 1.03    | 1.05     |

## ② 市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

| 名称    | 区分 | 補正係数    |          |
|-------|----|---------|----------|
|       |    | 通期の週休2日 | 月単位の週休2日 |
| 鉄筋工   |    | 1.02    | 1.04     |
| ガス圧接工 |    | 1.02    | 1.03     |

| 名称                          | 区分    | 補正係数        |              |
|-----------------------------|-------|-------------|--------------|
|                             |       | 通期の<br>週休2日 | 月単位の<br>週休2日 |
| インターロッキング工                  | 設置    | 1. 01       | 1. 01        |
|                             | 撤去    | 1. 02       | 1. 04        |
| 防護柵設置工<br>(ガードレール)          | 設置    | 1. 00       | 1. 01        |
|                             | 撤去    | 1. 02       | 1. 04        |
| 防護柵設置工<br>(ガードパイプ)          | 設置    | 1. 00       | 1. 01        |
|                             | 撤去    | 1. 02       | 1. 04        |
| 防護柵設置工<br>(横断・転落防止柵)        | 設置    | 1. 02       | 1. 04        |
|                             | 撤去    | 1. 02       | 1. 04        |
| 防護柵設置工(落石防護柵)               |       | 1. 01       | 1. 01        |
| 防護柵設置工(落石防止網)               |       | 1. 01       | 1. 02        |
| 道路標識設置工                     | 設置    | 1. 00       | 1. 01        |
|                             | 撤去・移設 | 1. 02       | 1. 03        |
| 道路付属物設置工                    | 設置    | 1. 01       | 1. 01        |
|                             | 撤去    | 1. 02       | 1. 04        |
| 法面工                         |       | 1. 01       | 1. 02        |
| 吹付法砕工                       |       | 1. 01       | 1. 03        |
| 鉄筋挿入工(ロックボルト工)              |       | 1. 02       | 1. 03        |
| 道路植栽工                       | 植栽    | 1. 02       | 1. 04        |
|                             | 剪定    | 1. 02       | 1. 04        |
| 公園植栽工                       |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工                |       | 1. 01       | 1. 02        |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工             |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 橋面防水工                       |       | 1. 01       | 1. 01        |
| 薄層カラー舗装工                    |       | 1. 00       | 1. 01        |
| グルーピング工                     |       | 1. 00       | 1. 01        |
| 軟弱地盤処理工                     |       | 1. 01       | 1. 02        |
| コンクリート表面処理工<br>(ウォータージェット工) |       | 1. 01       | 1. 01        |

③ 土木工事標準単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

| 名称                    | 区分    | 補正係数        |              |
|-----------------------|-------|-------------|--------------|
|                       |       | 通期の<br>週休2日 | 月単位の<br>週休2日 |
| 区画線工                  |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 高視認性区画線工              |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 橋梁塗装工                 |       | 1. 01       | 1. 03        |
| 構造物とりこわし工             | 機械    | 1. 02       | 1. 03        |
|                       | 人力    | 1. 02       | 1. 04        |
| コンクリートブロック積工          |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 排水構造物工                |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 鋼製排水溝設置工              |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 表面被覆工<br>(コンクリート保護塗装) | 固定足場  | 1. 01       | 1. 02        |
|                       | 高所作業車 | 1. 01       | 1. 02        |

| 名称                              | 区分    | 補正係数        |              |
|---------------------------------|-------|-------------|--------------|
|                                 |       | 通期の<br>週休2日 | 月単位の<br>週休2日 |
| 表面含浸工                           | 固定足場  | 1. 02       | 1. 04        |
|                                 | 高所作業車 | 1. 02       | 1. 04        |
| 連続繊維シート補強工                      | 固定足場  | 1. 02       | 1. 04        |
|                                 | 高所作業車 | 1. 02       | 1. 04        |
| 剥落防止工<br>(アラミドメッシュ)             | 固定足場  | 1. 02       | 1. 04        |
|                                 | 高所作業車 | 1. 02       | 1. 04        |
| 漏水対策材設置工                        | 固定足場  | 1. 02       | 1. 04        |
|                                 | 高所作業車 | 1. 02       | 1. 04        |
| 防草シート設置工                        |       | 1. 01       | 1. 03        |
| 紫外線硬化型 FRP シート設置工<br>(ポリエステル樹脂) | 固定足場  | 1. 01       | 1. 02        |
|                                 | 高所作業車 | 1. 01       | 1. 01        |
| 塗膜除去工                           |       | 1. 02       | 1. 04        |
| バキュームブラスト工                      |       | 1. 01       | 1. 01        |
| 道路反射鏡設置工                        | 設置    | 1. 00       | 1. 01        |
|                                 | 撤去    | 1. 02       | 1. 04        |
| 仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)              |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 機械式継手工                          |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 抵抗板付鋼製杭基礎工                      |       | 1. 02       | 1. 03        |
| ノンコーキング式コンクリート<br>ひび割れ誘発目地設置工   |       | 1. 01       | 1. 01        |
| FRP 製格子状パネル設置工                  |       | 1. 00       | 1. 00        |
| 侵食防止用植生マット工(養生マット工)             |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 支承金属容射工                         |       | 1. 02       | 1. 04        |
| 耐圧ポリエチレンリブ管<br>(ハウエル管) 設置工      |       | 1. 02       | 1. 03        |

## 2 当初(発注)時の積算

### (1) 発注者指定型

月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算する。

### (2) 受注者希望型

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

## 3 変更(精算)時の積算

変更(清算)時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。

### (1) 発注者指定型

現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たない場合は通期の週休2日の補正係数を除して、工事費を積算する。

### (2) 受注者希望型

月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合、月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の係数の補正を行い、通期の4週8休以上を達成した場合は、通期の週休2日の経費の補正を行い、工事費を積算する。

## 山形市建設工事週休2日確保工事における工事成績評定の取扱いについて

## 1 方針

週休2日確保工事を実施した工事について、発注方式によらず現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評定における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で4週8休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評定の減点を行わない。

受注者希望型の形式で発注された工事は、契約後の協議により週休2日に取り組むため、現場の閉所状況にかかわらず工事成績評定の減点を行わない。

## 2 評価方法

(1) 監督員の2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が月単位の4週8休以上、又は完全週休2日の場合  
(次の2項目を評価)

- ・「休日の確保を行っている。」
- ・「その他(月単位の週休2日を実施している。)」

② 現場の閉所状況が4週8休以上の場合(次の1項目を評価)

- ・「休日の確保を行っている。」

(2) 監督員の5. 創意工夫[働き方改革]において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況が4週8休以上の場合

- ・「週休2日(4週8休以上)の確保に向けた企業の取組が図られている。」

※週休2日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休2日確保に向けた受注企業の取組(社員教育や情報共有方法等)を当該工事で実施した場合に評価する。

(3) 総括監督員の2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況が4週8休以上の場合

- ・「工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。」
- ・「現場閉所による週休2日(4週8休以上)を行った。」

※週休2日の確保を行った場合は、2項目両方を評価することとし、この「工程管理」の評価は、原則”a”評価(2点)とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、”a”評価としないことができる。



## 山形市建設工事週休2日確保工事における工期の考え方について

週休2日を確保するイメージ  
(発注者指定型・受注者希望型)

|   |        |                                    |   |      |    |    |    |          |   |    |   |
|---|--------|------------------------------------|---|------|----|----|----|----------|---|----|---|
|   |        | 対象期間 140日<br>閉所対象日数 40日(140日×8/28) |   |      |    |    |    |          |   |    |   |
|   |        | 準備期間                               |   | 対象期間 |    |    |    |          |   |    |   |
| 例 | 通期     | 施工日 100日                           |   |      |    |    |    | 現場閉所 40日 |   |    |   |
|   | 月単位    | 22                                 | 8 | 23   | 8  | 21 | 9  | 22       | 9 | 12 | 6 |
|   | 完全週休2日 | 21                                 | 9 | 21   | 10 | 20 | 10 | 22       | 9 | 11 | 7 |
|   |        | 4月                                 |   | 5月   |    | 6月 |    | 7月       |   | 8月 |   |

  

|       |       |
|-------|-------|
| 現場閉所率 | 28.6% |
| 施工日   | 100日  |
| 現場閉所  | 40日   |
| 現場閉所率 | 28.6% |
| 施工日   | 95日   |
| 現場閉所  | 45日   |
| 現場閉所率 | 32.1% |

※上図では対象期間内の現場閉所日数が 40 日以上となれば「通期」の4週8休以上。  
かつ、月ごとに現場閉所率が  $8/28=28.5\%$  以上であれば、「月単位」の4週8休以上。

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
- (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工期の始期日」から「施工開始日」までの期間をいう。
- (3) 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要なとされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
- (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工期の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
- (6) 後片付け期間とは、工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。